

「STOP ネット暴力」啓発キャンペーン【第2弾】

1

令和8年1月1日に施行したインターネット人権侵害防止条例の制定を踏まえ、インターネット利用のリテラシー向上に向けたアニメーション動画を、夏休み期間に集中的に発信します。

<ポスター>

- 期 間 令和8年7月18日（土）
～9月23日（水・祝）
 - SNS広告 X、YouTube、Yahoo！
 - デジタルサイネージ 神姫バス車内、バスターミナル（三宮・姫路）
- ※ 県公式SNS（X・YouTube等）、県HP でも常時掲載

※チラシ・ポスター・リーフレットによる啓発

インターネット上の人権侵害防止に向けた啓発や条例内容の周知のためのチラシ・ポスター・リーフレットを作成し、県内の高校や大学、県・各市町の公共施設等に配布・掲示

チラシ・リーフレット等は
こちら



<アニメーション動画配信スケジュール（予定）>

R8						R9					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1弾 GW 4/25～5/6				第2弾 夏休み 7/18～9/23				第3弾 冬休み 12月～1月			第4弾 春休み 2月～3月

アニメーション動画の概要

動画の再生は
こちら



2

60秒のメイン動画と、深刻な社会問題となっている4つのテーマについて、動画を作成し、SNS広告やデジタルサイネージで配信します。

動画テーマ	訴求したい内容	動画イメージ（抜粋）
STOPネット暴力 「書かず、広げず、立ち止まる」 （60秒）	- 令和8年1月にインターネット人権侵害防止条例が施行されたこと - 兵庫県が啓発、相談支援、不当な差別への対応に取り組んでいること	
匿名の誹謗中傷 「正直、ここまで大事になるとは思っていませんでした」 （49秒）	匿名での投稿であっても発信者が特定され、侮辱罪等の罪に問われることがあること	
情報拡散による誹謗中傷 「誰かの投稿を信じただけでした」 （56秒）	- 他人を誹謗中傷する投稿を拡散した者も名誉毀損罪等に問われることがあること 災害時のデマや誤情報の発信・拡散も人命にかかわる重大な問題であること	
不当な差別による人権侵害 「みんな書いてたから大丈夫だと思ってました」 （39秒）	人種・性別・性的指向などを理由とする差別的言動は、名誉毀損に当たること	
プライバシーの侵害 「ただ写真を投稿しただけなのに」 （49秒）	個人情報に関する安易な投稿で、プライバシーが侵害され、危険にさらされる人がいること	

インターネット人権侵害防止に向けた取組(令和8年度)

参 考

3

啓発等の実施

区 分	実施内容
STOPネット暴力 啓発キャンペーン 	県民に分かりやすい イラストやアニメーションを活用し、条例制定を契機 とした集中的な啓発を展開 ▶ チラシ・ポスター・リーフレット ：高校・大学、公共施設等に配布 ▶ アニメーション動画 ： SNS広告 （X、YouTube等）や デジタルサイネージ （バス車内、バスステーション）で配信
プロスポーツとの連携による啓発	スポーツ選手への誹謗中傷が問題となっていることも踏まえ、県民に対し訴求力ある プロスポーツ選手を活用 した啓発を実施（8月から順次実施） ▶ プロスポーツ選手の啓発メッセージ をSNS等で発信 ▶ イベントや大型店舗、スポーツ会場等で 啓発グッズの配布等
ネットトラブル出前講座	県内大学生との連携 により、県下の 高校生を対象とした出前講座 を実施（9月から順次実施）

相談体制の整備

区分	時間	場所	内容
専門相談員	月～金曜 9～17時	県人権啓発協会 (のじぎく会館)	人権侵害に係る相談全般、専門相談機関の紹介等
弁護士	木曜 15～17時		SNS上の誹謗中傷等に係る法的手続の助言等

※ 被害者救済体制の強化：**相談員等のスキルアップ**（弁護士等による事例学習会等）や**LINE相談**（R9.1月～）を実施

不当な差別への対応

モニタリング等で把握した不当な差別的投稿等について、悪質なものはプラットフォーム事業者等への**削除要請**を実施